

静岡県立自然公園条例施行規則及び静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月22日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第34号

静岡県立自然公園条例施行規則及び静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則の一部を改正する規則

(静岡県立自然公園条例施行規則の一部改正)

**第1条** 静岡県立自然公園条例施行規則(昭和36年静岡県規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 公園計画及び公園事業(第1条— <u>第12条</u> )	第1章 公園計画及び公園事業(第1条— <u>第12条の3</u> )
第2章 保護及び利用( <u>第12条の2—第18条の3</u> )	第2章 保護及び利用( <u>第12条の4—第18条の4</u> )
第3章 生態系維持回復事業( <u>第18条の4—第18条の8</u> )	第3章 生態系維持回復事業( <u>第18条の5—第18条の9</u> )
	<u>第3章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置(第18条の10—第18条の14)</u>
第4章 風景地保護協定及び公園管理団体( <u>第18条の9—第18条の12</u> )	第4章 風景地保護協定及び公園管理団体( <u>第18条の15—第18条の19</u> )
第5章 (略)	第5章 (略)
附則	附則
(公園事業となる施設の種類)	(公園事業となる施設の種類)
<b>第1条</b> 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号。以下「条例」という。)第2条第3号の <u>規定により</u> 知事が定める施設は、次に掲げる施設とする。	<b>第1条</b> 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号。以下「条例」という。)第2条第3号に <u>規定する</u> 知事が定める施設は、次に掲げる施設とする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機	(6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設 <u>その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設</u> 及び昇降機
(7)～(12) (略)	(7)～(12) (略)
	<u>(公園計画の変更の提案に係る添付書類)</u>
	<b>第1条の2</b> 条例第8条の2第1項の規則で定

める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

- (1) 条例第8条の2第1項の規定による提案  
(以下この条において「提案」という。)を  
行う協議会(条例第15条の2第1項又は第  
38条の2第1項に規定する協議会をいう。  
以下この条において同じ。)を組織した市町
- (2) 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏  
名又は名称
- (3) 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提  
案を踏まえた公園計画の変更に関し必要があ  
ると認めるときは、当該提案をした協議会に  
対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風  
致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該  
提案に係る自然公園の利用の状況を記載した  
書類その他の必要な書類の提出を求めること  
ができる。

(公園事業の決定等の提案に係る添付書類)

第1条の3 条例第9条の2第1項の規則で定  
める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した書面
  - ア 条例第9条の2第1項の規定による提  
案(以下この条において「提案」とい  
う。)を行う協議会(条例第15条の2第1  
項に規定する協議会をいう。以下この条  
において同じ。)を組織した市町
  - イ 提案を行う協議会の名称及び構成員の  
氏名又は名称
  - ウ 提案の理由

(2) 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提  
案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し  
必要があると認めるときは、当該提案をした  
協議会に対し、当該提案に係る場所及びその  
周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質

(公園事業の執行の承認又は認可)

**第2条** (略)

(公園事業の執行の承認又は認可の申請)

**第3条** (略)

2 条例第10条第5項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除く。

(1)・(2) (略)

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び写真(カラー)

(5) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図

(6) (略)

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費に

又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の執行の承認又は認可)

**第2条** (略)

(公園事業の執行の承認又は認可の申請)

**第3条** (略)

2 条例第10条第5項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第1号、第2号、第6号から第8号まで、第10号及び第11号に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きいため、第3号から第5号まで及び第9号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(5) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺1,000分の1程度の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1程度の配置図

(6) (略)

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費に

ついて収入及び支出の総額並びにそれらの内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(8) 事業資金を調達することができることを証する書類

(9) 工事の施工を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面

(10)～(12) (略)

(変更の承認又は認可を要しない軽微な変更)

**第4条** 条例第10条第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

(1) 条例第10条第4項第1号に掲げる事項

(2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

(4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

(5) 第3条第1項第2号及び第3号に掲げる事項

(公園事業の内容の変更の承認又は認可の申

ついて収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(8) 工事の施工を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類

(9) 工事の施工を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1程度の図面

(10)～(12) (略)

**3** 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第10条第2項の承認又は同条第3項の認可に関し必要があると認めるときは、当該承認又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(変更の承認又は認可を要しない軽微な変更)

**第4条** 条例第10条第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 条例第10条第4項第1号又は第5号に掲げる事項の変更

(2) 前条第1項各号に掲げる事項の変更(同項第1号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。)

(公園事業の内容の変更の承認又は認可の申

請)

第5条 (略)

2 (略)

(承継の承認の申請)

第7条 条例第12条第1項の規定による承継の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人 (以下「合併法人等」という。)の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- (2) 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- (3) 公園施設の種類
- (4) 合併又は分割をした年月日
- (5) 合併又は分割をした理由

請)

第5条 (略)

2 (略)

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第10条第6項の承認又は認可に関し必要があると認めるときは、当該承認又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(承継の承認の申請)

第7条 条例第12条第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公園施設の種類
- (3) 公園施設の管理又は経営の方法
- (4) 公園事業を譲渡しようとする年月日
- (5) 公園事業を譲渡しようとする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類及び登記事項証明書
- (3) 第3条第2項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
- (4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園

2 (略)

3 条例第12条第2項の規定による相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1)～(3) (略)

4 (略)

第10条から第12条まで 削除

施設を適切に管理又は経営することができ  
ることを証する書類

(5) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人  
の意思の決定を証する書類

3 条例第12条第2項の承認を受けようとする  
者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知  
事に提出するものとする。

(1) 合併後存続する法人若しくは合併により  
設立される法人又は分割によりその公園事  
業の全部を承継する法人（以下「合併法人  
等」という。）の名称及び住所並びにその代  
表者の氏名

(2) 公園事業者である法人の名称及び住所並  
びにその代表者の氏名

(3) 公園施設の種類

(4) 合併又は分割した年月日

(5) 合併又は分割した理由

4 (略)

5 条例第12条第3項の規定による相続の承認  
の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書  
を知事に提出して行うものとする。

(1)～(3) (略)

6 (略)

(自然公園における協議会の公表)

第10条 条例第15条の2第4項の規定による公  
表は、次に掲げる事項について行うものとし  
る。

(1) 協議会（条例第15条の2第1項に規定す  
る協議会をいう。第12条及び第12条の3に  
おいて同じ。）の名称及び構成員の氏名又は  
名称

(2) 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第15条の2第4項の規定による公表  
は、インターネットの利用その他の適切な方  
法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の認定の申請)

第11条 条例第15条の3第1項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号及び第2号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

(1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(3) 条例第10条第2項の承認又は同条第3項の認可を要する条例第15条の3第2項第4号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類のうち第3条第2項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）

ア 第3条第2項第1号から第4号まで、第6号、第11号及び第12号に掲げる書類  
イ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(4) 条例第10条第6項の承認又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第3条第2項第3号及び第4号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号ア及びイに掲げ

る書類（同項第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）

(5) 条例第19条第4項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第13条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

(6) 条例第29条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第13条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第15条の3第4項の認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が条例第15条の3第4項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（利用拠点整備改善計画の記載事項）

**第12条** 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第15条の3第2項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用拠点整備改善計画の名称

(2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第19条第4項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第13条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる事項

(5) 条例第29条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) その他参考となるべき事項



## 第2章 保護及び利用

(特別地域の区分)

### 第12条の2 (略)

(特別地域内における行為の許可申請)

第13条 条例第19条第4項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1)～(7) (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えるものとする。

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第12条の2 条例第15条の3第6項(条例第15条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第12条の3 条例第15条の4第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

(2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更

(3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

(4) 第4条各号に掲げる変更

(5) 計画期間の変更

(6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第15条の3第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

## 第2章 保護及び利用

(特別地域の区分)

### 第12条の4 (略)

(特別地域内における行為の許可申請)

第13条 条例第19条第4項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1)～(7) (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えるものとする。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められ

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例第19条第4項の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合に於ては、第1項の申請書には、前項に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1)～(4) (略)

4 (略)

5 申請に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等（第2項又は第3項の規定により申請書に添えるものとされた図面又は書類をいう。）の全部を添える必

る縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第19条第4項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例第19条第4項の許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合に於ては、第1項の申請書には、第2項に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1)～(4) (略)

5 (略)

6 申請に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等（第2項又は第4項の規定により申請書に添えるものとされた図面又は書類をいう。）の全部を添える必

要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

(土地所有者等との協議)

**第14条** (略)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

**第15条** 条例第19条第8項第4号の規定により 規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)～(3) (略)

(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある炭窯、炭焼き小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

(5)～(14)の2 (略)

(14)の3 巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

(14)の4～(14)の6 (略)

(14)の7 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。

要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

(土地所有者等との協議)

**第14条** (略)

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

**第14条の2** 条例第19条第4項第18号に規定する規則で定める行為は、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用することとする。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

**第15条** 条例第19条第8項第5号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)～(3) (略)

(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にあつて、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である炭窯、炭焼き小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。)

(5)～(14)の2 (略)

(14)の3 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

(14)の4～(14)の6 (略)

(14)の7 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないもの)に限り、かつ、増築部

(14)の8 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。

(14)の9 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

(14)の10 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

(14)の11 静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年静岡県条例第37号）第31条第1項に規定する認定保護回復事業等（以下この条において「認定保護回復事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

(14)の12 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(14)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置す

分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。）すること。

(14)の8 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

(14)の9 既存の電線等に附帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

(14)の10 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

(14)の11 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線若しくは通信ケーブル又は引込みに要する設備を設置すること。

(14)の12 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(14)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラ

ること。

(15) (略)

(16) 自家用のために木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

(17)・(18) (略)

(19) 森林の保育又は電線路の維持のために、下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

を設置すること。

(14)の14 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

(14)の15 県が自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

(15) (略)

(16) 自家用のために木竹（条例第19条第4項第11号に規定する知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

(16)の2 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

(16)の3 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが3メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

(17)・(18) (略)

(19) 森林の保育のために、下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

(19)の2 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

(19)の3 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

(20) (略)

(20)の2 認定保護回復事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(21) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(21)の2 (略)

(21)の3 自家用のために木竹を損傷すること。

(21)の4～(21)の11 (略)

(21)の12 静岡県希少野生動植物保護条例第12条第1項の知事の許可に係る木竹を損傷すること。

(21)の13 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により県以外の地方公共団体が知事に協議し、その同意を得て行う保全事業として木竹を損傷すること。

(21)の14 (略)

(21)の15 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

(21)の16～(21)の18 (略)

(22)～(29) (略)

(20) (略)

(20)の2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

(20)の3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

(21) 削除

(21)の2 (略)

(21)の3 自家用のために木竹(採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。)を損傷すること。

(21)の4～(21)の11 (略)

(21)の12 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(21)の13 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(21)の14 (略)

(21)の15～(21)の17 (略)

(22)～(29) (略)

(30) 宅地内にある植物で、条例第19条第4項第11号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

(31) 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

(31)の2 (略)

(31)の2の2 認定保護回復事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(31)の2の3 (略)

(31)の3～(31)の12 (略)

(31)の13 静岡県希少野生動植物保護条例第12条第1項の知事の許可に係る植物を採取し、又は損傷すること。

(31)の13の2 認定保護回復事業等の実施のために条例第19条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

(31)の14 農業を営むために条例第19条第4項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと(条例第19条第4項第12号の知事が指定す

(30) 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

(30)の2 (略)

(30)の2の2 (略)

(30)の3～(30)の12 (略)

(31) 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

(31)の2 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(31)の3 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(31)の4 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

(31)の5 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体を実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。)に参加した者が、特定外来生物である植物(木竹を除く。)を採取し、又は損傷すること。

(31)の6 農業を営むために条例第19条第4項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行

る区域内において行うものに限る。以下次号において同じ。。)

(31)の15～(31)の19 (略)

(31)の19の2 認定保護回復事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(31)の20 静岡県希少野生動植物保護条例第12条第1項の知事の許可に係る動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(31)の21 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(31)の21の2 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(31)の21の3 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

うものに限る。次号において同じ。)

(31)の7～(31)の11 (略)

(31)の12 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。)に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(31)の13 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

(31)の14 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第19条第4項14号の知事が指定



(31)の22 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(31)の22の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(31)の23 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

(31)の24 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

(31)の25 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第19条第4項第14号の知事が指

するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。

(31)の15 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

(31)の16 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(31)の17 家畜を係留放牧すること（条例第19条第4項第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（条例第19条第4項第14号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。

(31)の25の2 認定保護回復事業等の実施のために動物を放つこと。

(31)の26 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の許可に係る特定外来生物の放出等をする  
こと。

(31)の27 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(31)の28 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等  
をすること。

(31)の29 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの。

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(31)の30 家畜を係留放牧すること（条例第19条第4項第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

(32)～(33)の13 (略)

(33)の14 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

(33)の15・(33)の16 (略)

(32)～(33)の13 (略)

(33)の14 削除

(33)の15・(33)の16 (略)

(33)の17 条例第19条第4項第16号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、条例第19条第4項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(33)の18～(33)の31 (略)

(33)の17 条例第19条第4項第16号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(33)の18～(33)の31 (略)

(33)の32 公園管理団体が行う条例第46条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

(33)の33 自然公園において静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年静岡県条例第37号）第12条第1項の知事の許可に係る行為として、条例第19条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(33)の34 静岡県希少野生動植物保護条例第31条第1項に規定する認定保護回復事業等の実施のために必要な行為として、条例第19条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(33)の35 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第19条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(33)の36 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第19条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(33)の37 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の知事の許可に係る行為として、条例第19条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(33)の38 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適

(34) (略)

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

**第15条の3** 条例第20条第3項第6号に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

ア 第15条第6号、第7号、第9号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第10号、第11号、第14号の2、第14号の4、第18号、第19号、第21号、第21号の7、第21号の11から第21号の13まで、第21号の15、第28号、第31号、第31号の2、第31号の13、第31号の16、第31号の20から第31号の22まで、第33号の14、第33号の20又は第33号の29に掲げる行為

イ 農林漁業を営むために行う第15条第1号、第4号、第5号、第23号又は第31号の19に掲げる行為

(2)～(12) (略)

(13) 航空標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為

(14)～(22) (略)

(23) 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

(24) (略)

(工作物の基準)

正化に関する法律第14条の2第1項の指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第19条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(34) (略)

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

**第15条の3** 条例第20条第3項第7号に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

ア 第15条第6号、第7号、第9号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第10号、第11号、第14号の2、第14号の4、第14号の15、第18号から第19号の2まで、第21号の7、第21条の11、第28号、第30号、第30号の2、第31号の5、第31号の8、第31号の12、第33号の20、第33号の29又は第33号の32から第33号の38までに掲げる行為

イ 農林漁業を営むために行う第15条第1号、第4号、第5号、第23号又は第31号の11に掲げる行為

(2)～(12) (略)

(13) 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為

(14)～(22) (略)

(23) 県若しくは公園管理団体の職員又は県から委託を受けた者が利用調整地区の巡視又は調査を行うこと。

(24) (略)

(工作物の基準)

**第17条** 条例第29条第1項第1号の規定により

規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物につき、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 建築物 高さ13メートル又は延べ面積1,000平方メートル

(2)～(10) (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

**第18条** 条例第29条第7項第4号の規定により

規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 第15条第1号から第14号の13まで、第23号から第26号まで、第27号から第29号まで、第31号から第31号の2の3まで、第32号若しくは第33号に掲げる行為又は自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第13条の3第2号から第4号まで、第6号、第9号、第11号、第12号若しくは第27号に掲げる行為

(2) (略)

(3)～(13) (略)

(14) 前条に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

**第17条** 条例第29条第1項第1号の規則で定め

る基準は、次の各号に掲げる工作物につき、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 建築物 高さ13メートル又は延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）1,000平方メートル

(2)～(10) (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

**第18条** 条例第29条第7項第5号に規定する規

則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 第15条第1号から第14号の15まで、第23号から第26号まで、第27号から第30号の2の2まで、第32号、第33号若しくは第33号の32から第33号の38までに掲げる行為又は自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第13条の3第2号から第4号まで、第6号、第9号、第11号、第12号若しくは第27号に掲げる行為

(2) (略)

(3) 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。）。

(4)～(14) (略)

(15)・(16) (略)

(変更に係る許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

**第18条の3** 条例第19条第4項の規定による許可を受けた行為又は条例第29条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第13条第2項及び第3項又は第16条第2項本文の規定により申請書又は届出書に添えるものとされた図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2・3 (略)

### 第3章 生態系維持回復事業

(自然公園における生態系維持回復事業の確認)

**第18条の4** 県以外の地方公共団体が、条例第36条第2項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

(1) (略)

(15)・(16) (略)

(17) 前条に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に附帯する行為

(変更に係る許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

**第18条の3** 条例第19条第4項の許可を受けた行為又は条例第29条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第13条第2項及び第4項又は第16条第2項本文の規定により申請書又は届出書に添えるものとされた図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2・3 (略)

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

**第18条の4** 条例第34条第1項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 野生動物（条例第34条第1項第3号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。

(2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

### 第3章 生態系維持回復事業

(自然公園における生態系維持回復事業の確認)

**第18条の5** 県以外の地方公共団体が、条例第36条第2項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

(1) (略)

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア～オ (略)

カ 前各号に掲げる事業に必要な調査等

(自然公園における生態系維持回復事業の認定)

第18条の5 (略)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第18条の6 (略)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第18条の7 (略)

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第18条の8 (略)

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア～オ (略)

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(自然公園における生態系維持回復事業の認定)

第18条の6 (略)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第18条の7 (略)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第18条の8 (略)

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第18条の9 (略)

### 第3章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(自然公園における協議会の公表)

第18条の10 第10条の規定は、条例第38条の2第3項において準用する条例第15条の2第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第10条第1項第1号中「条例第15条の2第1項に規定する協議会をいう。第12条及び第12条の3において同じ」とあるのは「条例第38条の2第1項に規定する協議会をいう。第18条の12及び第18条の14において同じ」と、第10条第1項第2号中「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定の申請)

第18条の11 条例第38条の3第1項の規定による認定の申請(以下この条において「認定の申請」という。)をしようとする者は、様式第2号による申請書を知事に提出しなければな

らない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

(1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 条例第19条第4項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第13条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

(3) 条例第29条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第13条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第38条の3第3項の認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が条例第38条の3第3項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

**第18条の12** 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第38条の3第2項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 自然体験活動促進計画の名称

(2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第19条第4項の許可を要する自然体



験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第13条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる事項

(5) 条例第29条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項

(7) その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

**第18条の13** 条例第38条の3第5項（条例第38条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（自然体験活動促進計画の軽微な変更）

**第18条の14** 条例第38条の4第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

(2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更

(3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

(4) 計画期間の変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第38条の3第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

**第4章** 風景地保護協定及び公園管理団体

（風景地保護協定の基準）

**第18条の15** （略）

**第4章** 風景地保護協定及び公園管理団体

（風景地保護協定の基準）

**第18条の9** （略）

(風景地保護協定の公告)

**第18条の10** (略)

(風景地保護協定の締結の公告)

**第18条の11** (略)

(公園管理団体の指定基準)

**第18条の12** 条例第45条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第46条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第46条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 営利を目的としないことその他条例第46条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(身分証明書)

(風景地保護協定の公告)

**第18条の16** (略)

(風景地保護協定の締結の公告)

**第18条の17** (略)

(公園管理団体となることができる法人)

**第18条の18** 条例第45条第1項の規則で定める法人は、会社又は森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する森林組合(以下「森林組合」という。)とする。

(公園管理団体の指定基準)

**第18条の19** 条例第45条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第46条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)を適正かつ確実にを行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第46条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 条例第46条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。
- (5) 会社又は森林組合にあつては、自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

(身分証明書)

**第19条** 次の各号に掲げる証明書の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 条例第16条第2項の証明書 様式第1号
- (2) 条例第27条第2項の証明書 様式第2号
- (3) 条例第32条第3項の証明書 様式第3号
- (4) 条例第34条第3項において準用する条例第32条第3項の証明書 様式第4号
- (5) 条例第51条第4項において準用する条例第32条第3項の証明書 様式第5号

**第19条** 条例第16条第3項、第27条第2項、第32条第3項（条例第34条第3項及び第51条第4項において準用する場合を含む。）又は第38条の6第2項の身分を示す証明書は、様式第3号によるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

**様式第1号**（第11条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

利用拠点整備改善計画に係る認定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者  
住所 } 法人にあつては、その主たる事務所の所在地  
氏名 } 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

静岡県立自然公園条例第15条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

様式第2号（第18条の11関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

自然体験活動促進計画に係る認定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所 〔 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏 名 〔 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 〕

静岡県立自然公園条例第38条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

様式第3号（第19条関係）

（第1面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日交付	
	年 月 日限り有効	
印		

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
  - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第4号及び様式第5号を削る。

(静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則の一部改正)

**第2条** 静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則(平成12年静岡県規則第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(屋外運動施設の新築、改築又は増築)</p> <p><b>第10条</b> 条例第19条第4項第1号に掲げる行為(屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第2条第2号から第4号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 総施設面積(同一敷地内にある<u>すべての</u>工作物(屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。)の地上部分の水平投影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次に定めるとおりであること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の<u>こう配</u>が50パーセントを超えないものであること。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(風力発電施設の新築、改築又は増築)</p> <p><b>第10条の2</b> 条例第19条第4項第1号に掲げる行為(風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第2条第5号及び第6号並びに<u>前条第6号及び第8号</u>の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p>	<p>(屋外運動施設の新築、改築又は増築)</p> <p><b>第10条</b> 条例第19条第4項第1号に掲げる行為(屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第2条第2号から第4号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>申請に係る場所が、条例第19条第4項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、5年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) 総施設面積(同一敷地内にある<u>全ての</u>工作物(屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。)の地上部分の水平投影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次に定めるとおりであること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の<u>勾配</u>が50パーセントを超えないものであること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(風力発電施設の新築、改築又は増築)</p> <p><b>第10条の2</b> 条例第19条第4項第1号に掲げる行為(風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第2条第5号及び第6号並びに<u>前条第1号、第7号及び第9号</u>の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p>

- (1)・(2) (略)

(太陽光発電施設の新築、改築又は増築)

**第10条の3** 条例第19条第4項第1号に掲げる行為(太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。)に係る許可基準は、第2条第5号及び第6号、第10条第6号並びに前条第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) (略)

- (2) 第10条第3号、第4号及び第8号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア～ウ (略)

- (3)～(5) (略)

(仮設工作物の新築、改築又は増築)

**第11条** 条例第19条第4項第1号に掲げる行為(第2条から前条までの規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第2条第1号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1)・(2) (略)

- (1)・(2) (略)

(太陽光発電施設の新築、改築又は増築)

**第10条の3** 条例第19条第4項第1号に掲げる行為(太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。)に係る許可基準は、第2条第5号及び第6号、第10条第1号及び第7号並びに前条第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) (略)

- (2) 第10条第4号、第5号及び第9号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア～ウ (略)

- (3)～(5) (略)

(仮設工作物の新築、改築又は増築)

**第11条** 条例第19条第4項第1号に掲げる行為(第2条から前条までの規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第2条第1号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1)・(2) (略)

- (3) 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。

ア 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

イ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

(広告物その他これに類する物又は広告その他これに類するものの掲出若しくは設置又は表示)

**第18条** 条例第19条第4項第7号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。ただし、救急病院、警察等特殊な用途を有する施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地方公共団体が地域住民等に一定事項を周知させるために行うもの、寺社境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものにあつては、この限りでない。

(1) (略)

(2) 第2種特別地域又は第3種特別地域内の店舗、事務所、営業所等の敷地内において自己の営業に関する内容を表示するため行われるものにあつては、次のとおりとする。

ア・イ (略)

ウ 光源を用いる広告物等にあつては、光源(光源を内蔵するものにあつては、表示面)が白色系のものであること。

エ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ウ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

エ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

オ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

(広告物その他これに類する物又は広告その他これに類するものの掲出若しくは設置又は表示)

**第18条** 条例第19条第4項第7号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。ただし、救急病院、警察等特殊な用途を有する施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地方公共団体が地域住民等に一定事項を周知させるために行うもの、寺社境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものにあつては、この限りでない。

(1) (略)

(2) 第2種特別地域又は第3種特別地域内の店舗、事務所、営業所等の敷地内において自己の営業に関する内容を表示するため行われるものにあつては、次のとおりとする。

ア・イ (略)

ウ 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

(7) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。

(4) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

(5) 動光又は点滅を伴うものでないこと。



才 (略)

- (3) 第2種特別地域又は第3種特別地域内に掲出され、若しくは設置され、又は表示される前号に規定する広告物等以外のものであつては、同号ウから才までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

ア～ウ (略)

(土石等の集積又は貯蔵)

**第19条** 条例第19条第4項第8号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第5号から第9号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

(1)～(3) (略)

- (4) 自然的及び社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

- (5) 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等（公園事業に係る施設（静岡県立自然公園条例施行規則（昭和36年静岡県規則第49号）第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区をいう。）その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。

(6)～(11) (略)

エ (略)

- (3) 第2種特別地域又は第3種特別地域内に掲出され、若しくは設置され、又は表示される前号に規定する広告物等以外のものであつては、同号ウ及びエの規定の例によるほか、次のとおりとする。

ア～ウ (略)

(土石等の集積又は貯蔵)

**第19条** 条例第19条第4項第8号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第5号から第9号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

(1)～(3) (略)

- (4) 自然的及び社会経済的条件に鑑み、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

- (5) 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮蔽物により利用施設等（公園事業に係る施設（静岡県立自然公園条例施行規則（昭和36年静岡県規則第49号。以下「規則」という。）第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区をいう。）その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。

(6)～(11) (略)

(車馬の使用)

**第24条の2** 規則第14条の2に規定する行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

- (1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいづ

<p>(知事が認めた特定地域における特例)</p> <p><b>第25条</b> (略)</p>	<p><u>れかに適合するものであること。</u></p> <p><u>ア 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。</u></p> <p><u>イ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。</u></p> <p><u>(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。</u></p> <p>(知事が認めた特定地域における特例)</p> <p><b>第25条</b> (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。

(静岡県立自然公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の静岡県立自然公園条例施行規則の規定及び様式により交付されている身分を示す証明書は、同条の規定による改正後の静岡県立自然公園条例施行規則の相当する規定及び様式により交付されたものとみなす。

(静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則第10条から第11条まで、第18条、第19条及び第24条の2の規定は、この規則の施行の日以後にされる静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)第19条第4項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行の日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

(地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

4 地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和4年静岡県規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>次に掲げる法律、条例及び規則(以下これらを「法令」という。)の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)第16条第1項、第27条第1</u></p>	<p>次に掲げる法律、条例及び規則(以下これらを「法令」という。)の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>削除</u></p>

項、第32条第2項、第34条第2項及び第51  
条第1項

(12)～(36) (略)

(12)～(36) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の規定及び様式により交付されている身分を示す証明書は、第1条の規定による改正後の静岡県立自然公園条例施行規則の相当する規定及び様式により交付されたものとみなす。